



利谷信義先生 オーラルヒストリー

2009年度日本法社会学会学術大会
若手ワークショップ
(2009年5月8日実施)

利谷信義先生オーラルヒストリー

本オーラルヒストリーは、2009年5月8日（金）13:15～15:15に、2009年度日本法社会学会学術大会若手ワークショップ「法社会学（会）の現在、過去、未来と若手」第1部「法社会学のオーラルヒストリー」として、明治大学駿河台キャンパス・研究棟第2会議室において実施された。企画を担当した2008-09年期若手ワークショップ世話役は、古山真知子・平田彩子・片野洋平・久保山力也の4氏である。

ここに掲げたのは、福井康太氏の監修のもとで中山絵美・中山和彦・橋場典子・見平典各氏（2012-13年期若手ワークショップ幹事）による編集作業がなされた後、高橋裕氏による校閲と脚注の付記を経て、2016年9月に利谷先生ご自身による内容全体の確認をいただいたものである（利谷先生に確認をしていただくにあたっては、飯考行氏が連絡調整を行なった）。Ⅷの「当日配付レジュメ」においては、元のものにあった若干の誤植を訂正してある。

I. はじめに

皆さん、こんにちは。このような機会を与えていただき大変光栄に思います。私に話をするようにとご依頼がありましたのは、法社会学への研究関心と講義の担当、そして学会活動についてです。本来ならば、皆さんに諸事実の位置づけと前後関係の明確なお話ができればよいのですが、十分に準備する時間がありませんでした。私も先輩の先生がたにお話を伺ったとき、出来事の前後関係がはっきりしないことがありまして、あとで資料と付き合わせてみると前だったり後だったりする。いま私がその立場になって考えてみますと、本人にとって過去にあったことすべての凝縮が現在の自分であるわけですから、事柄の前後関係はあまり問題ではないかもしれない。だから、決して意図して不正確なことを言われたわけではなく、その先生のその時点での過去の総括をお話くださったということなので、同じことを私もやるかもしれません。

最初に私の教育・研究歴をごく簡単に述べておきます。私は1951年（昭和26年）に東京大学に入学し1955年に法学部を卒業しました。それから2年間、来栖三郎先生を指導教授として大学院修士課程に在籍し、そのあと東京大学社会科学研究所助手を4年間、ついで東京都立大学の講師、助教授を7年間つとめました。1969年に東京大学社会科学研究所の助教授、その後教授となり1993年に東京大学を定年退職しました。同年お茶の水女子大学に新設された生活科学部の教授に就任し、その後設置されたジェンダー研究センター長を兼ねました。1998年にお茶の水女子大学を定年となり、同年東京経済大学の経済学部教授として民法を担当する間に現代法学部の設立に関与し、その初代学部長を務めました。2004年に同大学の勤務が終わりました。2005年東京家政学院大学の学長に就任し、この[2009年]3月31日で4年の任期を終了したところです。これが私のパーソナルヒストリーで、1957年以降の研究・教育期間は50年を越えますが成果は不十分で、今後も研究を続行したいと思います。

私の経歴を法社会学会の歩みと重ねてみますと、法社会学会は1947年12月6日に東大の本郷の22番教室で設立総会をしたということなので、私は学会設立の4年後に大学に入学していますが、法社会学会に入会したのは助手になってからです。直

ちに学会の理事会の書記を命じられ、先生方が日本社会の特質や学会のあり方を巡って激論をされるのを目撃しました。

さて私の持ち時間は1時間というお話ですので、そのなかで全体を組み立てるとすると、話題を限定しなくてははいけません。そこで話題を四つに限定することにいたしました。以下、IIが「法社会学への歩み」、IIIが「法社会学の講義の担当」、IVが「法社会学の国際学術交流」、そしてVが「法社会学会との歩み」、です。関連する文献を配付資料に挙げておきますので参考にしてください。

II. 法社会学への歩み

私にお話しするようという依頼があった第一の点は、どうして私が法社会学に関心を持ったのかということでした。これからお話しすることは、法社会学を学びはじめた当時、自分でこれを意識していたというわけではありません。いまから考えてみて、自分が法社会学へ志すにあたっての事前準備、いわば「初期設定」となったと思われるものを五点ばかり拾いあげてみたのです。これが正しいかどうか保証の限りではありませんが、このような影響を受けてきて今日の私があると思うわけです。

① 来栖三郎先生

一番初めは、来栖三郎先生の民法講義です。駒場に入學して2年生の後期から専門科目が始まりました。そのなかで来栖三郎先生の民法講義から非常に強い影響を受けました。皆さんは来栖先生を直接にはご存知ないかたが多いんじゃないですかね。独特の風格を持った先生で、講義も遅れて来られるんですよ。風呂敷に文献をたくさん包んでよいしょよいしょと運んできて講壇に立たれるのです。来栖先生の先生は穂積重遠先生ですが、来栖先生は穂積先生とはまったく対照的です。穂積先生は始業のベルが鳴った途端に講壇にのぼられたそうです。きっとドアの向こうで、ベルの鳴るのを待っておられたのではないか。来栖先生はこれと正反対で、20分、30分と遅れて来られる。それでも学生は待っていました。あとから先生にひそかに伺ったところによると、講義の前日はいつも徹夜で寝ていない。講義の準備をぎりぎりまでやっていて、それでも結論に不満があって通説の問題点を指摘されるのです。授業の始まりは遅いのですけれども、その熱のあるお話を、私たちは本当に食い入るように聴いていました。民法総則は「人」から始まるわけですが、なかなかそこに入らない。先生の場合は開講の辞が何回か続くのです。しかし、その「開講の辞」が私にとっては非常におもしろかった。今回皆さんにこのお話をするにあたって、当時の講義ノートを見ようと思ったのですが見つかりませんでした。私の記憶ではその内容は日本の法社会学史でした。1920年代以降の日本の法社会学を担われた穂積重遠先生、末弘厳太郎先生について、さらにその後の戒能通孝先生と川島武宜先生について、これらの先生がたによって担われてきた法社会学の歩みをお話しになったのです。しかもそれらの先生がたの逸話も含めてお話しになる。戒能先生が、ソフト帽をかぶって粋な格好で研究室に現れて、「おい、来栖君」と声をかけてくるというようなことを交えてお話しをされるものですから、私の頭のなかでは、穂積、末弘、戒能、川島という先生がたが非常に近い人に思えるようになりました。残念なことに、私が大学に入學した1951年という年は穂積先生と末弘先生が相次いで亡くなった年でしたから、両先生にはお会いしようと思ってもできませんでしたけれども、来栖先生のお話を聞いて、

穂積先生、末弘先生、戒能先生、川島先生の書かれたものは手当たり次第に読むようになりまして。特に2年生・3年生の頃に読んだのは、末弘先生の書かれたものでした。『民法雑記帳』¹は民法を勉強する際に優れた導きの糸になりましたし、『嘘の効用』²、『法窓閑話』³、『農村法律問題』⁴などは、末弘先生の非常に歯切れの良い、事実に基づいた論理展開が魅力的でした。こうして私は、まず来栖先生の民法講義の「開講の辞」によって法社会学への関心を開かれたのです。

3年生になって本郷に進学しましたが、来栖先生の講義は持ちあがり講義でしたから、本郷でも来栖先生の講義がずっと続いておりました。また当時は法学部に演習科目がほとんどありませんでしたが、来栖先生は家族法演習を開いておられましたので、私はそこにも入れていただきました。先生が研究テーマを一覧表にして示されて、どれでも好きなものを選んでよいと言われたので、私は冒頭にあった「男女不平等論」というテーマを選んだのです。なぜそれを選んだのかはよく覚えておりませんが、大きなテーマに取り組む傾向はこのころからのようです。ともかくも「男女不平等論」を選んで勉強を始めました。

そうしますと来栖先生が資料についてアドバイスをされ、「赤松良子さんという方がこのゼミの出身者なので、労働省の婦人少年局に行ってそのお話を聞いてくるといい」と言われました。私は早速労働省の婦人少年局に出かけました。戦後、内務省が改組されて労働省ができ、そこに婦人少年局という新しい部局が置かれて女性と子どもの地位向上と保護に努めていました。そこには婦人課と婦人労働課の二つの課があったのですが、そのスタッフは、まさに精鋭ぞろいの女性によって構成されていました。私が出かけていきますと赤松さんをはじめとして皆さんは非常に喜んで、いろいろとお話をしてくださった上に、風呂敷包みいっぱいの資料—当時の婦人少年局は、婦人労働の状況や家族の実態について調査しておりました—くださったのです。赤松さんはのちに男女雇用機会均等法の立法担当局長、文部大臣、ウルグアイ大使を歴任された方です。私は婦人論や女性史によって男女不平等の歴史を探ったうえで婦人少年局からいただいた資料によって示されている日本の男女不平等の現状を報告しました。当時の授業時間は1時間50分だったのですが、それを大幅に超えて報告をしたので、後で上級生から非常なお叱りを受けました。

その年の夏休みに、来栖先生からお誘いがあって、山梨県富士吉田の貫い子の調査に参加しました。当時、来栖先生は親子法の研究、特に養子制度の研究に没頭しておられました。第2次大戦後の民法改正によって、子供の福祉を確保するため未成年養子については家庭裁判所の許可がいることになりました。この調査のテーマは、家裁の許可を得て養子縁組をした後、未成年者の生活がどうなったか、その実態を明らかにしたいということで、調査方法は家庭を訪ねての聞き取りでした。私は、福川伸次さん—後に通産省の次官—と組になって何軒かを訪れました。その報告書は先生に提

¹ 末弘厳太郎『民法雑記帳』（日本評論社、正：1940年、続：1949年。その後、編集されて『民法雑記帳（上）（下）』（日本評論新社、1953年）として刊行）。

² 末弘厳太郎『嘘の効用』（改造社、1923年）。

³ 末弘厳太郎『法窓閑話』（改造社、1925年）。なお、『嘘の効用』および『法窓閑話』に所収された論考はその後、末弘の他の随筆集所収の論考とともに再編成されて、それぞれ一部が『嘘の効用』（日本評論新社、1954年）・『役人学三則』（日本評論新社、1955年）に収録されている。

⁴ 末弘厳太郎『農村法律問題』（改造社、1924年）。

出しましたが、私にとって非常に印象深いケースがありました。それは機織りの兼業農家だったのですが、家族労働力だけでは足りないので、養女を小さいときにもらって育て、成長すると機織りの労働に従事させ、結婚するときは嫁入り支度をしてやる、というものでした。このようなやり方(労働力養子)がその地域ではかなりみられたようでした。私たちが訪問した家族の場合も、3~4歳の養女の生活の実態がどうなっているのかを聞き取るのです。いまだったらそのような調査はなかなかできないと思うのですが、学生服を着た2人が「こんにちは」といって縁側に座らせてもらい、いろいろと状況を伺うことができました。「いま、そのお子さんはどうしているのですか」と聞くと「おお、あそこにいるよ」—庭の隅で小さな女の子が泥遊びをしていました。お父さんが呼びますとちょこちょこ私たちの前にやってきて、私たちの顔をじいっと見てですね、また泥遊びに戻っていきました。その女の子の顔が今でも脳裏に焼き付いているように感じます。そのとき法律の条文は実態とどういう関係にあるかが重要だ、という問題意識を徹底的に叩き込まれたような気がします。

② 東大セツルメント

3年になって本郷キャンパスに行くようになったころ、私は東大セツルメントの法律相談部に入れてもらいました。その指導教授は川島武宜、来栖三郎、福島正夫の諸教授と弁護士の広瀬武文先生でした。セツルメントは、当時は足立区の亀有地区と川崎市の古市場地区にハウスを持ち、児童部、労働学校、診療所など地域活動に従事していました。法律相談部はその一環として、亀有のハウスと川崎市の労働会館で法律相談をしていました。私ははじめ川崎市労働会館で、その後亀有セツルに参加して法律相談のお手伝いをしました。亀有では地域に根差した相談があり、妻子の扶養義務を果たさない夫との協議離婚の後押しをするなど、今から考えると大胆なことをしたこともありました。

この東大セツルメントが法社会学に対してもつ意義、特に法律相談活動のもつ意味はきわめて大きなものと考え、『法社会学講座』の2巻に「戦前の「法社会学」」という論文を書いた⁵際、私はこれを、判例研究会と並ぶ20年代の大きな展開の一つとして挙げました。末弘先生によれば、セツルメントの第一の意義は、大学のエクステンション、広く大衆に知識を伝えるためであり、第2の意義は、現実の生活から知識を集めること、いわば「生きた法」の観測所としての役割をはたすことにあります。もとはといえば、東大セツルメントは、関東大震災の難民に対する学生の救援活動を基礎としたもので、末弘先生は大学と学問の社会的責任の立場から、その理論的根拠を示そうとされたものと思います。

戦時体制の圧力のもと、セツルメントは解散を余儀なくされましたが、第二次大戦後の民主化の中でいち早く再建され、地域活動を展開したことはまえにのべました。

戦後セツルメントの活動の一つとして、大規模な地域調査を亀有と古市場で実施したことがあげられます。これは、福島正夫先生の主宰された「家」制度研究会の依頼によるものですが、セツルメントとしても、自分たちの活動する地域がどのようなものであるかを知ることができるわけで、多くのセツラーがこれに参加しました。当時私は大学院生でしたが参加を許され、そこで大きな調査の経験を積むことができたのです。

⁵ 利谷信義「戦前の「法社会学」」、川島武宜(編)『法社会学講座 2 法社会学の現状』(岩波書店、1972年)185-253頁

ところで。東大セツルメントでは、4年生が法律相談部を運営していましたが、セツルメントの紹介講演会を本郷キャンパスで開くことになりました。セツルの先輩で高名な方に講師をお願いしたいということで、戒能通孝先生が候補に挙がりました。そして先生のお宅が私の下宿から近いので、お訪ねして講演をお願いしてくるようという指示を受けました。ただし「朝早く行っちゃいかん、先生は早く行くとご機嫌が悪い」ということでした。そこで私は10時過ぎなら大丈夫だろうと思って、戒能先生のお宅に伺ったところ、快く会ってくださり、お昼ぐらいまでいろいろとお話を伺うことができ、講演の承諾も頂きました。大学に帰りますと上級生たちが「どうだった？」と心配そうな顔をしているのですね。私が経過報告をしますと、彼らは「ふうん」と感心しながら、不思議なことがあるものだという顔をしていました。あとから聞いたところでは、「広中俊雄という先輩が早くお訪ねして、雷を落とされた」という話でした。

紹介講演会で戒能先生が何をお話しになったか、私は定かではありませんが、一つだけ覚えているのは、「皆さん、セツルにどうぞお入りください、しかし、セツルに入ると出世はできません。ただ、意味のある生活はできるでしょう」とおっしゃったことです。これは非常にインパクトのあるお話でした。その言葉を聞いてセツルに入ったという人—私の友人ですが—がいましたし、「それだったらやめた」という人がいたことを—これは人づてに—後から聞きました。その意味がどこにあるのかということ、皆様のご推測にお任せします。

③ 福島正夫先生と「家」制度研究会

次に、福島正夫先生と「家」制度研究会についてお話ししたいと思います。福島先生には『福島正夫著作集』(9巻)があります⁶が、それ以外にも学士院賞を受けた『地租改正の研究』⁷などがあり、非常に膨大な研究をされた先生です。その先生の仕事のお手伝いをしてはどうか、というお話が来栖先生から来ました。4年生の秋のことです。そこで私が福島先生をお訪ねしたところ、「明治初年における戸籍の研究」という論文の抜き刷り—これは穂積重遠先生の追悼論文集に掲載されたもの⁸ですけれども—を渡され、それから机の上に堆く積んだ原稿用紙の資料を示されて、これを整理するようにと言われたのです。何のことかと思って、その「明治初年における戸籍の研究」という論文を読んでみますと、明治政府が人民を把握するための手段としての戸籍制度の発展において、地方法令が果たした役割が非常に大きいということに先生は着目されて、地方法令をたくさん収集しておられることがわかりました。その積み上げたものを整理しなさいというわけですが、それ以上は何も言われぬ。論文には、明治前期の戸籍制度の発展についての概略と、先生が収集の過程で初めに着手された愛媛県の戸籍に関する地方法令の分析がありました。原稿用紙の山のなかには先生が論文に使われた以上の資料が集まっておりましたので、論文の分析をモデルにして愛媛県の戸籍法令を分類・整理して法令集を作りました。さらに、そのやり方で他

⁶ 『福島正夫著作集』(全9巻、勁草書房、1993-96年)。

⁷ 福島正夫『地租改正の研究』(有斐閣、1962年)。

⁸ 福島正夫「明治初年における戸籍の研究—地方法令を通して」、末川博・中川善之助・船橋諄一・我妻栄(編)『穂積先生追悼論文集 家族法の諸問題』(有斐閣、1952年)477-518頁。

の地域の資料も分類・整理していった戸籍法令の資料集を作り始めました。これが福島先生から教えるを受ける第一歩でした。

当時福島先生は、1953年に創立された戸籍を通じて見た「家」制度の総合的研究のための研究会（「家」制度研究会）を主宰しておられました。そこには、来栖三郎、唄孝一、渡辺洋三、磯野誠一、堀内節、山主政幸、西原道雄、小川政亮、仁井田陸、石田雄、大石慎三郎など錚々たる先生がたが共同研究をしていました。その研究は2年度の半ばに達し、3年度の総括を控えて重要な段階に達していました。したがって研究会に出席を認められて先生がたの研究報告を聞くことできたことは、私にとって大きな刺激となりました。当時は「家」制度の克服が政治的、社会的に重要な課題とされ、そのための手がかりが求められていました。当時の研究会で学ぶことによって、私は、戸籍制度が「家」制度を生み、かつ支えてきたこと、さらに国民の法意識に「家」制度を定着させるに際してその媒介項となった、という考えに到達しました。

④ 我妻栄先生

福島先生の先生である我妻栄先生からも、多くのことを学びました。特に大学院の「近代財産法の特質」という演習からは大きな影響をうけました。演習の内容はドイツの一子相続法の研究でした。先生は戦後の民法改正において、家督相続制度の廃止にふみきられました。それが家族農業経営に与える農地細分化の影響について懸念しておられました。農業資産相続特例法案が2度流産したあと、立法措置は長く表面化しませんでした。この演習は、先生がこの問題を再考するきっかけにしようとして開かれたものと思われま。私はナチスの一子相続法の研究をして報告しました。この演習で得た問題意識は、その後私の関わった、国内の農家相続調査、ドイツとフランスの農業資産相続実態調査に大いに役立ちました。

⑤ 川島武宜先生

川島武宜先生から多くのことを学んだのはもちろんです。私が先生から直接に教えるを受けたのは、大学院の法社会学の1955年度の講義でした。もちろんこの講義以前に『日本社会の家族的構成』⁹や『法社会学における法の存在構造』¹⁰を読んで非常に刺激を受けておりました。「家」制度研究会における研究でも、『家族的構成』に収録された戸籍に関する論文には大変影響を受けていたので、是非直接教えるを受けたいと思っておりました。そこで、この法社会学の講義はよいチャンスだったので。その当時のノートを見ますと、恥ずかしながら川島先生のおっしゃったことを十分に理解できていないのです。その後1958年に先生は家庭裁判所調査官研修所での講義をもとにして『法社会学 上』を出され¹¹ました。その内容は、私どもの受けた講義を発展・整理したものと思われま。配付したレジュメには、私どもの受けた講義の項目を載せておられます。

その他のもので川島先生のインパクトを非常に強く感じたのは「家族と法」という講演でした。これは、1955年の春だったと思うのですが、この明治大学の教室で

⁹ 川島武宜『日本社会の家族的構成』（学生書房版、1948年。日本評論社版、1950年）。

¹⁰ 川島武宜『法社会学における法の存在構造』（日本評論社、1950年）。

¹¹ 川島武宜『法社会学 上』（岩波書店、1958年）。

なされたもので、1956年に川島編『新しい家族』という本に収録されています¹²。インパクトを感じた理由はあとで申します。

自分を顧みて、以上挙げた五点が一強いて挙げればですが—私にとって法社会学への初期設定になったと思います。

III. 法社会学の講義

先を急ぎます。私の法社会学の講義についてですが、私は東大社研の助手を終わってから東京都立大学に赴任しました。少し猶予期間をいただきましたけれども、翌年からは講義をしなくちゃならないことになり、それから7年間、法社会学の講義をすることになりました。当時の都立大学は法社会学のメッカみたいなところで、戒能通孝、千葉正土、石村善助、江藤价泰、清水誠、また労働法で沼田稲次郎など法社会学会の有力な先生方がいらっしゃった。こういう大先生がいらっしゃるところで法社会学を講義しなければならないというのは大変な重荷でやれっこない、という感じでしたが、その大先生たちが「おまえがいまやれることをやればいいんだ」と言って下さったのです。そこでやりはじめましたが、初期の学生の皆さんには大変ご迷惑をかけたと思います。きっとよく分からなかったのでしょう、何回も私の授業を受ける人もいました。「君、去年授業を受けていたじゃないか」「いや、よく分からなかったので今年もまた受けます」という学生がいたり、また、ほかの大学から聴講に来た学生もいたりしましたから、どんな講義をしたのか、非常に心もとない感じがいたします。私は当時の激動の—今だって激動ですけども—時代状況について批判的に考察しなくてはならないと考えました。私の法社会学はヒストリカルなアプローチを重視し、現状分析をする場合にも時期区分をして時期的な特徴をつかみ取ろうと努力しました。

その当時は法社会学の教科書がありません。川島先生の大学院の講義は、次のような体系でされていました。第1章「法社会学とは何か 対象と方法」、第2章「法社会学の歴史」、第3章「習俗 (mores) の成立・構造」、第4章「社会規範の構造」。第5章は空白ですね。それから第6章「立法」、第7章「裁判」という構成となっています。立法については非常に簡単に触れ、裁判についてはやや詳しく触れて終わりました。行政については、先生の体系のなかに当時「行政」があったのかどうか、第5章がそれだったのかどうかは分かりませんが、国家権力の行使の三つの側面をつかもうとされたのであろうことは推測できます。

川島先生のこの講義を聴き、また先ほど申したように「家族と法」という講演を聴いた私の感じから言いますと、先生は戦後社会の終わりを示し、あらたな社会を展望する画期として、いわゆる1955年体制をすでにはっきりと意識されていたのではないかと思います。その当時の状況についてごく簡単にふれておきますと、1951年、私が大学に入った年に、連合国と日本との間で講和条約が締結され、同時に日米安保条約が締結され、条約発効が1952年でした。日本の国際的な位置づけがそのように明確になったなかで、国内の実定法秩序を構築しようとする動きが急激に進みました。国家の武力的・実力的な部分に関して、憲法9条の下で警察予備隊が保安隊となり、さらに1954年自衛隊になりました。同時に復古的な動きも生まれてくる、例えば「家」

¹² 磯村英一・川島武宜・小山隆（編）『新しい家族 [現代家族講座 第1巻]』（河出書房、1956年）。

制度復活運動は、1954年に最高潮に達しました。戦後改革の成果を支持する人々はこの動きに危機感を感じ、これを反映して1955年に左右社会党が統一されました。これに対して保守合同がなされ、基本政策に改憲を掲げた自由民主党が成立しました。国会はこの二つの勢力の対抗の場となりました。そしてこの年から経済の高度成長が始まります。このような政治・経済的、法的状況を総括するものが、いわゆる1955年体制だと考えられます。

さて川島先生は「家族と法」において、二つの課題を提起されていました。まず第一は、憲法24条を護ることです。それは「家」制度を復活させないための一つの砦であり、「家」制度の復活を阻止し、日本の市民社会的発展を保障するものだから、とされました。これは、憲法24条の過大評価と思われるかもしれませんが、「家」制度こそ戦前の法体制を不合理なものとする元凶と考えておられた先生からすれば当然でしょう。第二の課題は、憲法24条を護ることによって保障される近代的・市民社会的な関係に対応する新しい法のありかたを追求することです。「家族と法」は家族法の領域でこのことを示しましたが、これは他の領域においてもあてはまるのではないかと。

私は以上のことを「家族と法」からくみとることができると思いましたが、法社会学会30周年記念大会のときにも話しております¹³。

このように川島先生は「画期」というものを明確に把握し、戦前の法体制を総体として分析した「講座日本近代法発達史」(11巻)¹⁴の共同研究会においても、先生は時代区分の重要性を非常に強調しました。

もともと、「1955年体制」とは、政治学者の升味準之輔さんが名づけた言葉ですが、升味さんが過去をふりかえってこの概念に到達したのにたいし、川島先生はこれから展開する新しい段階をイメージしているわけです。そのための方法論としては「法社会学における法の存在構造」¹⁵や「社会学における計量的方法の意義とその限界」¹⁶といった論文で示されておりますように、社会現象の構造的な連関の解明と具体的な現状分析の二つがなければならない、とされる。先生は、これまで主として構造的連関の追求をしてこられました。これからは現状分析の方向にシフトするという宣言をされたように私には思われるのです。そのうえで、『法社会学 上』や『経験法学の研究』¹⁷など、その後の研究が展開されます。『法社会学 上』の目次は、第1章「序説」、第2章「法社会学の方法論的基礎づけ」、第3章「法規範の内容」だけで、残念ながらここで終わっていますが、これらをそういう基盤のうえで説いておられたのではないかと、という気がします。

¹³ 利谷信義「序説—戦後法社会学の主要な問題関心の推移について」、日本法社会学会(編)『日本の法社会学』(有斐閣、1979年)58-69頁[後に「戦後法社会学の歩み」と改題のうえ、利谷信義『日本の法を考える』(東京大学出版会、1985年)60-74頁、に収録]。

¹⁴ 鶴飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明(責任編集)『講座 日本近代法発達史—資本主義と法の発展』(既刊11冊、勁草書房、1958-67年)。

¹⁵ 川島武宜「法社会学における法の存在構造」、同『法社会学における法の存在構造』(日本評論社、1950年)9-39頁(初出1949年)。

¹⁶ 川島武宜「社会学における計量的方法の意義とその限界—法社会学者の視点から」同『法社会学における法の存在構造』(日本評論社、1950年)77-96頁(初出1947年)。

¹⁷ 川島武宜(編)『経験法学の研究—社会統制の記号的技術としての法を中心に』(岩波書店、1966年)

その当時の先生の法社会学の全貌を知るための手がかりになるものとしては 1960 年の『民事法学辞典』¹⁸があります。この下巻の「法社会学」という項目を先生が書いておられる¹⁹。それは I, II が法社会学の歴史, III が法社会学と実用法学, IV が法社会学方法論という構成になっていて、そこでは法社会学と実用法学との関係を明らかにして、法社会学がいかに自立した学問であるかということの説明に大きな比重が置かれている。皆さんの場合には「法社会学の自立」という問題はもう過去の問題だと考えておられるかもしれませんが、この時期にはなお非常に現実的な問題だったのです。川島先生の編集された『法社会学講座』が 1972 年から 1973 年にかけて出される²⁰のですが、その各巻のイントロダクションを先生が書いておられ、それを見ますと、川島先生が、膨大な体系を考えておられるということが分かります。そして、そこでも重点は現状分析のほうにある。もちろん先生は歴史的なるもの、あるいは Grundlegung というか基礎づけ論を決して忘れておられるわけではないと思います。そうだとすると、社会現象の構造的連関の追求がもっとなされるべきではなかったかと思われまます。

IV. 法社会学の国際学术交流

次に、法社会学の国際学术交流について触れておきたいと思います。国際学术交流に先べんをつけたのはやはり川島先生で—私たちは「国際法社会学会」と呼びならわしていますけれども—RCSL (Research Committee on Sociology of Law) に川島先生が接触をされて、日本の法社会学を世界に開かれたものにしなければならないということで、非常に努力されました。法社会学の研究が国内向けの生産だけではなくてグローバルな生産に向かうという点で、先生が果たされた役割は非常に大きかったと思います。

法社会学の国際交流の布石として、「世界の法社会学」というコラムが『法律時報』の 39 巻 6 号から掲載されました。1969 年のことで、これ以降ずっと続けられることになります。これは非常に大きなインパクトを私たちに与えてくれました。川島先生、千葉先生、石村先生、それから六本 [佳平] さん、そのほかたくさんのかたがたがこれに関わられました。さらに、日本の学者が世界に出かけていってお世話になるだけではなく、世界の学者のお世話をしようということで、1975 年に東京箱根会議が行なわれました。このときには、国外から 12 カ国 26 名、国内から 30 名の参加でシンポジウムを行ないました。これについては『法律時報』に載っております²¹のでご参照いただきたいと思います。私もこのときに報告をさせていただきました。“Japan’s Modern Legal System: Its Formation and Structure”という論文²²で、これは『法社会

¹⁸ 末川博 (編集代表) 『民事法学事典 下巻』 (有斐閣, 1960 年)

¹⁹ 川島武宜「法社会学」, 同前 1827-1830 頁 (なお、収録書には 1964 年刊行の「増補版」があるが、この項目については加筆修正はなされていない)。

²⁰ 川島武宜 (編) 『法社会学講座』 (全 10 巻, 1972-73 年)。

²¹ 千葉正士・山田卓生・鈴木輝夫・堀部政男・森島昭夫「世界の法社会学 法社会学理論国際シンポジウム(1)-(6)」法律時報 47 巻 9 号 161-160 頁/47 巻 10 号 135-134 頁/47 巻 13 号 127-126 頁/47 巻 14 号 255-254 頁/48 巻 3 号 149-148 頁/48 巻 6 号 109-108 頁 (1975-76 年, なお、掲載順は「(6)」が「(5)」に先行する)。

²² Nobuyoshi Toshitani “Japan’s Modern Legal System: Its Formation and Structure,” *Annals of the Institute of Social Science*, No. 17 (1976).

学講座』のなかに書いた論文の翻訳です。そのときは全然反応がなくてガッカリしましたけれども、その後、いろいろな人に読んでもらうことができました。

それから、1995年には東京・神戸会議を開催しました。1995年といえば、阪神淡路大震災を思い出されると思いますが、1月17日に大震災がありました。ほんとにびっくりしまして、私は十円玉をつかんで、公衆電話に駆けつけて神戸在住の関係のかたがたに電話をしました。あのときは公衆電話でないと通じなかったのです。学会は8月に神戸開催が予定されていたのですが、これをどうしたらよいかということで本当に悩みました。一週間後に六本さんと二人で飛行機で関西空港に飛び、それからポートピアに渡って、神戸の元町、三宮の辺りを歩きました。傾いているビルのそばを通ったときには身の危険を感じました。兵庫県や神戸市の担当の方とお話しをして、やれるかやれないかということでいろいろ熟議をして、東京でやるということに決しました。しかし、当時復興が予想以上に早く進んだために、神戸でどうしてもやりたい、そして震災と関係したことを法社会学的な観点から分析したいという宮澤[節生]さんなどの強い要請を受けて、神戸のポートピアでも会議を開くことにしましたので、東京・神戸会議ということになりました。テーマとしては「法文化—出会いと変容」を掲げました。このとき、実行委員会としていろいろなかたにご苦勞を願いましたけれども、国外から30ヶ国160名、国内から240名、総計400名という非常に大規模な会議を開くことができたわけです。まさに世界史的な転換期における、未来に向けての構想力と発信力とを問われた、そしてまたその構想・発信を目標とするという志はあった、と言えると思います。そのときから考えますと、その後の十数年、いまの法社会学会の状況を拝見しておりますと、国際的なシンポジウムなどは当たり前のことになりましたね。それだけ国際的なつながりが強力になったということは、大変うれしいことです。

それから、海外学術調査に一言だけ触れておきます。欧州における農家相続の調査研究を、1978年から80年にかけてドイツとフランスとについて実施しました。農家相続調査は、日本の戦後の法社会学にとって一つの大きなテーマでした。農村の構造変革が日本社会の近代化にとって一つの重要課題でしたが、日本の農業は圧倒的に家族農業経営であり、承継関係が保障されなければ家族農業経営が存続しないという問題がありました。そこで、農業承継のメカニズムとしてどのようなものがあるのかを調べる必要がある。日本の場合は戦後になって家督相続制から均分相続制に変わったわけですが、はじめから民法に均分相続制が規定されていたドイツとフランスの場合はどうだったのか、また、ドイツの場合には、州法で一子相続を認めることになっていきますけれども、その実態はどうなっているか、などについて日独仏の比較研究をやったわけです。それまでは国際調査はあまり例がなかったのですが、文部省の科学研究費と調査対象国側の協力を得ることができ、成果を上げることができました。ドイツ農業法学会がこの問題でシンポジウムを開くなど、一定のインパクトを与えることができたと思います。

V. 法社会学会との歩み

最後に、私の法社会学会との歩みについてお話しさせていただこうと思います。学会と個人の研究との関係は大きな問題ですね。個人の研究の自由の保障が学問の発展にとって必要不可欠だということは言うまでもありません。しかしまた、個人の研究

とその社会的な要請との関係をどうするのかを問うときに、学会には大きな役割があると思いますし、個別の学会の上にある日本学術会議との関係をどのように考えるかということも大きな問題です。特に転換期には、学会の果たした役割は非常に大きい。日本法社会学会の創立の事情自体—これは川島先生のイニシアティブによるものだと聞いておりますけれども—も転換期の状況に関わっています。戦前には、学会というものはほとんどなかった。広い学問的議論の場を設けて自由に意見を闘わせることを保障する場はなかったわけですね。それを創ろうというのが、日本法社会学会を創立した川島先生の動機であって、1947年に始まる日本法社会学会の歩みはまさにその実現であったわけです。日本法社会学会は、「法社会学の研究を志す者」というのが入会の資格で、だれでも志があればよいとされました。そのような非常に広い門を設けたのがこの学会でした。『法社会学』第1号で潮見[俊隆]さんが学会の総括をして²³、そのような非常に広い立場に立ったものだからこそ学生や研究生までがそこに参加して、年を経るごとに学会が大きくなっていったと言っておられます。それは、学会が自由な討議の場であることの保障があったからのことでしょう。この伝統は守っていききたいものです。

私は社研の助手になったときに本学会に入会させていただき、入会后すぐに理事会の書記を命じられたことは前にのべました。理事会では大先生がたがこの学会の運営について討議をされる。それをノートにとるという役割でありました。とくに戒能先生、川島先生というお二人の論客が一步も譲らない議論をされ、相当大変な雰囲気でした。このお二人は、戒能先生のほうが少し年長ですがけれども、ほぼ同世代です。お互いをよく分かっている、本当の意味での学問的なライバルだったと思いますね。学会誌『法社会学』の第1号で戒能先生の『入会の研究』²⁴の書評を川島先生が書いています²⁵。それから、第2号には、今度は戒能先生が川島先生の『所有権法の理論』²⁶の書評を書いています²⁷。この二つの書評は、書評の一つの典型と言ってもいい、お手本にしてよい書評だと思いますので、是非読んでいただきたい。お互いを認めながら、その学問的なスタイルの違いというものを非常に際立たせている。いまになって思いますと、学会の理事会においても、その学風の違いがストレートに表れて丁々発止でしたね。

私が学術大会の企画に携わるようになったのは、学術大会の共通課題設定が企画委員会で行なわれるようになってからです。それまでは企画委員会はなかった。組織的に学術大会の研究を企画することはなかったものですから、それが必要だということをお認めいただき、1982年から84にかけて3回やるということになりました²⁸。その後、企画委員会の活動が続いたのですが、現状はどうなっているのか、皆さんから伺いたいところです。

1997年に日本法社会学会は創立50周年を迎え、記念式典を行ないました。その記録が、1998年に刊行された『構造変容と法社会学』というタイトルの学会誌に収め

²³ 潮見俊隆「学会記事」、法社会学1号191-194頁。

²⁴ 戒能通孝『入会の研究』（日本評論社、1943年）[増補版：一粒社、1958年]。

²⁵ 川島武宜「書評 戒能通孝「入会の研究」」、法社会学1号（1951年）181-190頁。

²⁶ 川島武宜『所有権法の理論』（岩波書店、1949年）。

²⁷ 戒能通孝「書評 川島武宜「所有権法の理論」」、法社会学2号（1952年）168-170頁。

²⁸ 『法意識の研究』（法社会学35号（1983年））／『続 法意識の研究』（法社会学36号（1984年））／『法意識の現状をめぐって』（法社会学37号（1985年））。

られています²⁹。私は、そのときの挨拶で、「疾風怒濤の時代こそ、事実から出発した法社会学にとって好機である」と申しました。いまは本当に世界史的な転換期だと思いますけれども、このような時期だからこそ法社会学が元気にならねばと思います。1920年代以降の時期にそうだったのですから、今後もそうであって欲しいし、またそうなるだろうと期待します。

これで、私の話を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)

VI. 質疑応答

司会（久保山力也）：先生、どうもありがとうございました。それでは質疑応答に入らせていただきたいと思います。

入江秀晃：東大の博士課程でADRの研究をしております。大変興味深いお話だったので、最初のほうでおっしゃっていた帝大セツルメントの雰囲気のお話をもう少しお聞かせいただければ、と思います。帝大セツルメントは、大正期に穂積先生などとともに、震災後の調停を学生が手伝うところからスタートしたという話があります。それでは、戦後の東大セツルメントは、どのような雰囲気、どのような運営が行なわれていたのでしょうか。

利谷：本所の柳島というところにセツルメントハウスを作って、そこに穂積先生、また我妻先生も行かれたようですがね、そういう大先生がセツルメントに行くときに、雨が降ると、長靴を履かれたんだそうですよ。というのは、道がぬかるむのですね。セツルメントハウスまでなかなか行かれない、そのような話を聞きました。いまおっしゃったように、セツルメントの母体は何かというと、震災を救済するための学生運動なんです。東大構内が避難所になったものですから、震災の被害者・被災者たちがそこに野宿をしており、その救援活動を学生がした。その活動が終わったときに、せっかく集まったものを解散させるのはもったいないという話になり、ロンドンにあったトインビーホールの由来を受けて、ユニバーシティ・エクステンションとしてのセツルメントを作ろうということだったわけです。いま言われたように穂積先生ご自身があの当時できてきた新しい調停制度に直接タッチしておられましたので、その成果を引っさげてセツルメントの活動に臨まれたということがあったと思います。ただ、その詳しいところは、私も十分に知っているわけではないので、あなたの研究を待ちたいと思います。

入江：戦後は裁判所とはあまり関係なしに行なわれたのでしょうか。

利谷：はい、なしです。私たちは来栖先生などから、裁判に行くのは大変困難である、だから調停にかける、調停の準備をしてあげる、その手引きをしてあげるということが必要であると、言われました。先ほど離婚の手伝いをしたと少し口をすべらせましたが、夫が家出をしたというような場合にどうするか。夫をまず捕まえるというところからやらなければならない。それから夫と会った場合にどうするか。家庭裁判所の調停に行くということ自体がそもそも難問でした。私の関わったケースでは話し合いがついて離婚届を出すということになり、そこまでで済んで幸いだったのですが。

²⁹ 「日本法社会学会創立五〇周年記念講演—二一世紀の法を見つめて」（『構造変容と法社会学』（法社会学 50号（1998年））183-234頁）／日本法社会学会事務局「日本法社会学会創立五〇周年記念式典の記録」（同前 235-253頁）。

飯考行：飯と申します。現在、弘前大に勤めております。利谷先生には、早稲田大学の大学院生のときに授業でお世話になりました。あらためてお話を伺い、東大に入学されてから、いろいろな先生がたとの出会いがあったなかで、さまざまな方面にご研究が広がっていったということを理解することができました。一つ質問なのですが、先生には、ヒストリカルなアプローチ、歴史的な視点からの研究へのアプローチが一貫していると思いますが、これはどのようなきっかけで始められたものなのでしょうか。また、先生は戦前の陪審制度のご研究でも有名ですが、どうしてあのような国民の司法参加の研究という方向に進まれたのか、東大セツルメントの活動などとも関係があるのでしょうか。漠然とした疑問ですが、ご教示いただければと思います。

利谷：まず、ヒストリカルなアプローチがどこから出てきたのか、ですが、先ほどお話ししたとおり、初めはむしろ現状分析だったわけで、来栖先生に与えられた「男女不平等論」という課題も現状分析なんですよ。だから、労働省の婦人少年局へ行って話を聞いてきなさいと言われた。ただ、その研究をやるなかで、女性史関係の文献を読むことになったのです。それこそモルガンやエンゲルスの研究にまで手を伸ばすことになって、おのずから女性史的な研究というものへ傾斜しかかっていた。そこへ「家」制度研究会のお手伝いをするようになったものですから、一挙にその傾向が強まった、ということはあると思います。そしてその後、川島先生と『講座 日本近代法発達史』に「民法（上）」を書く³⁰ことになるのですけれども、それも歴史的な研究でした。その過程で先生の段階的な特徴づけの手法をバッチリと学ぶことになった。福島先生・川島先生の影響が自分に強く働いてきたということだと思います。

陪審制度の研究についても、その流れということはあるのですけれど、もう一つ、これは学生諸君の影響と言ってもよいと思います。これは別の座談会³¹でもお話ししたことなのですが、東京都立大学に赴任して法社会学演習を開いたわけですね。そうすると、当時の都立大学では文献の蓄積が乏しかった。いかに東大が文献に恵まれているかを、そのときつくづく感じました。そうだとしたら、こちらは実態研究でいくしかないわけです。それを学生の皆さんと一緒にやろうということで、ゼミ自体が裁判研究にシフトしていった。そして次第に、法社会学演習は「裁判ゼミ」と呼ばれるようになっていきました。司法制度のさまざまな側面を具体的に検討するということが、国民の司法参加もそのなかに位置づけられることになりました。最初に着手したのは検察審査会の研究ですね。検察審査会の研究をゼミで担当したのは橋本宏子さん（現神奈川大学名誉教授）でした。橋本さんやその他のひとが検察審査協会で資料を入手し研究したあとを私が引き継ぐ形で、検察審査会の研究が始まったのです。それをやっているうちに、陪審制をやらなければならなくなりました。戦前の陪審法は昭和18年、1943年に停止されていましたが、現行法であって研究をやらなければならない。また、司法制度のトータルな研究については、当時、臨時司法制度調査会が答申を出したということで、むしろ学生諸君のほうが臨司の意見書を全部読んで検討しようということを出したのです。ですから、この研究ができたのは学生諸君のおかげだと言ってよいと思います。その思いはずっと、今もありますね。

³⁰ 川島武宜・利谷信義「民法（上）」、鶴飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明（責任編集）『講座 日本近代法発達史 5』（勁草書房、1958年）1-48頁。

³¹ 座談会「利谷信義先生を囲んで」、社会科学研究 44 卷 6 号（1993年）141-178頁（特に164頁参照）。

檜村志郎：神戸大学の檜村です。先生が今日のご講演で省略された、先生の法社会学の体系について、もう少しお話しただければ、と思います。これ〔当日配付資料Ⅲ-2 参照〕は、先生が授業でおやりになっていたものではないでしょうか？

利谷：これは、十分にこのように講義ができたわけでもないですけど、こういう編別構成でともかく講義をしようとした、というふうにとっていただきたいと思うんですね。学生諸君に対して、「あなた方にお話ししたことが、ここに連なっていたはずですよ」と、そういうものとしてお示ししたものです。それまでにもいろいろな編別構成があったんですけども、これは1992年段階のもので、早稲田の大学院で話すときの導入―皆さんにそれぞれ研究テーマを担当してもらうということにしておりましたけれど、その前の導入として話をするために作ったものなんです。ですから、いま皆さんにこれを見せて大丈夫かな、と思うんですけど、事実は事実で仕方がないということで、敢えてお目につけたということで……そういう趣旨ですから、あまり取り上げないでください（笑）。あなたが法社会学の講義をされるのはどういうふうにしてやっておられるの？（笑）

檜村：いや、あの、私もずっといろんな順序をつくっては壊しつくっては壊してきたものですから、参考にさせていただきたくて。特に第4章で「法体制」というのが並んでいるあたりが中心ではないかと想像したものですから、先生はどんなアイデアでなさってきたのかと。

利谷：年度によって違うことになって、変転極まりないですよ。ですから皆さんのお話をむしろ伺いたいんですね、どういうふうにしておられるのか。私などがやっていた時代と比べると、今は参考書もたくさん出てきたように思いますけれども、それだけに大変かもしれません。

ここに法社会学の講義を担当してるかたはおられますか？ 恐縮ですが、ちょっと手を挙げていただける？ あ、おられますね。ちょっと秘訣を聞きたい（笑）。

檜村：では、若手の皆さんにも参考になるかもしれませんから、ちょっとだけ……。先生のお示しになった構成から出発しますと、私たちはたぶんたいいてい、〔利谷先生の構成における〕1章・2章・3章あたりは必ず、滑り出しとして最初の1ヶ月ぐらいで――週間に縮めることもありますが一教えるんじゃないかなと、思います。ここをどう喋るかかというのがまた難しく、その後の第4章以降でなにを喋るかに応じて、ここで何を強調してどう方向づけるかが違ってくるということで、ほんとに悩ましいところです。私はこれまでに2～3種類やりました。一つは、法社会学の生成のところを、最後までやったということがございます。これはプラトンあたりから始めて、マキャベリなどを紹介し、古典的法社会学のところに来るのが全授業回の3分の2ぐらいのところ、その後、現代法社会学を1ヶ月ぐらいで話しておしまいにする、ということになりました。それから、制度ごとに構成したことがあります。第3章くらいまでをやってから、基礎的な社会制度として家族・契約……、などというふうに並べていき、最後に地域社会から国家へというように延ばしていくというやり方をとったことがあります。現在は、川島先生の1955年の構成ぐらいに戻りがちでして、なかなか法律にたどり着かないので評判が悪い。しかし、たとえば禁煙のサインの意味などをしばらくやって、半分すぎたあたりから―古典的な言葉で申しますと―「生きる法」から国家法へというような話をして、国家法のなかのさまざまなバリエーションとして調停や裁判やということをやります。立法はどこでやるかと言いますと、や

はり「生ける法」の国家法への転換のあたりで、社会的な制度をどう合理的にとらえるのかという問題のなかで、よい立法とはどのようなものかという話題とつなげて、扱いました。これが去年〔2008年〕ぐらいのことです。

利谷：先生の伝えたいことを学生の皆さんがどういうふうに取り取ったか、そのところはどうかだったのでしょうか。1年間かけて私たちがお話しをするっていうのは、つづめていくとね、そのときに一番話したい何かがあると思うんです。それがうまく伝わるか伝わらないかというのが一番の問題で、うまく伝わらないときもあると思うんですね。民法の講義などとは違ってね、法社会学の講義というのは、私は、やった後に「今日はよかった」と思えるようなことは一度もなかった（笑）。

樫村：私の場合、法というものがなぜあるのかという問題に対して答えを出す、そのための合理的な、オープンな方法があるんだ、ということを伝えたいと思っています。つまり、誰でもできるし、間違っているか間違っていないか確かめられるし、事実のありなしにかかわって主張が通ったり通らなかつたりする—そういう種類の議論を通じて法の存在意義を見つけることや議論したりすることができるという、その感覚を持ってもらえたらと、私は思います。

利谷：私はここ数年、研究から少し離れざるを得ない状態で、もっぱら日本の高等教育というのはどうなっていくだろうかということが関心の中心にありました。日本の高等教育が担うべき、知的遺産を次代に伝えるという役割を本当にこれからの大学が果たしていけるのかどうか—そのような問題のなかに法社会学もあるというように思いますけれども、そのように、研究とは直接つながらないところでやっていました。大変悩みはしていたけれど研究とは少し切れた感じがあったものですから、今日皆さんにお話をするという機会を与えていただき、研究復帰ということで、ありがたく思っています。しかし、いまの状況のもとで、本当に大変ですね。

高橋裕：今日は大変貴重なお話をお聞かせくださり、ありがとうございます。いまのお話と関連して、一つ先生にお伺いしたいことがございます。神戸大学の法社会学は、樫村先生、馬場健一先生、そして私の3人の持ちまわりでやっておりますが、私が法社会学の授業をやる際には、法解釈学との違いをかなり強調して授業を始めます。そのためだけに数回は使うだろうと思うんですね。ただ、私が違いを強調する仕方は、「法解釈学が苦手な学生でも法社会学に関心を持って臨めるはずだ」ということを伝えようとするアプローチだと思っています。翻って今日先生がお話ししてくださった日本の法社会学の歴史をみますと、来栖先生に象徴的に代表されるように、法解釈学との緊張感が一貫してある。しかしまた、法解釈学に敵対的というわけでも必ずしもなかった。利谷先生ご自身、法解釈学の訓練をきっちり受けていらっしゃるし、法解釈学者が同時に法社会学をやるというのが、ある時期まで日本では伝統としてあったわけです。そのように、法解釈学との間の・敵対的でない緊張関係が日本の法社会学の研究に及ぼしたポジティブな意義—もしかするとネガティブな影響もあったかもしれませんが—について、先生のお考えをお聞かせいただければ、と思います。

利谷：いまの質問はほんとに難しい問題だと思うんです。私も二足のわらじを履いてやってきた。兼業法社会学者ということだったのだけれど、ここにいらっしゃるかたがたはみんな専業法社会学者なのでしょうね。二足のわらじを履く意味というのは、いわば、自分の法解釈学的な研究をもう一度上から見ている自分の眼というのを持ってやっている、という点だろう、という気がするんです。その点では、法解釈学とは敵対

的にならないのです。先ほどちょっとお話しした判例研究会に私も出席させてもらったのですが、判例研究会の訓練というのもそういうものなのですね。つまり、「解釈の多様性」というだけではなく、「解釈をするという作業」についての研究なんです。そういう眼というのは許容する、という関係がずっと続いていた。そういうものを法解釈学者が意識するようになったのは非常に大きなことだと思います。だから兼業法解釈学者が成立しうる余地というのは、日本の法社会学のなかでは大きな部分を占めている。ただ、それはまだ十分には実現されてはいないかもしれない—法社会学会の50周年のときに、広中さんがそういうことをおっしゃいましたね。法解釈の法社会学研究がないと。

で、法解釈学と法社会学の関係というのを講義される場合には、どういうふうにされるの？

高橋：私は思考様式ないし発想そのものに大きな違いがあるというように説明をします。法解釈学、あるいは「実用法学」というのを—「実用」ということばにも示されるように—問題解決のための思考様式というように位置づけることができるとすれば、法社会学のほうは、問題発見の思考様式と言えるのではないかと思います。あるいは、もっと単純に申しますと、規範を定立するための思考であるのかそれとも事実を明らかにし因果関係ないしメカニズムを明らかにするというところに重点を置く思考様式なのか、という対比です。思考様式というよりは、「視点」・「ものの見方」というように言ったほうがよいかもしれませんね。そのような点で大きな違いがあるのだと話して、法社会学と法解釈学間の差異化を図ります。

利谷：うん、その点はもう少し検討させてください。先ほど戒能、川島両先生のことを話しましたよね。そのときに、お互いに書評を書いている、そのなかに学風の違いが出ている、と言いました。川島先生は、ものすごい法解釈学者でもあります。先生の法解釈学的な検討の、また、先生が所有権法の理論を組み立てる際の、あの論理展開というのは、先生の法社会学と完全に異質とまでは言えないわけです。その論理展開に対して、戒能先生はね、それはその通りだけれども不満だ、ということを書いておられます。自分が書くならば「所有権法の理論」というのは違ったスタイルになると。その点については皆さんに検討してもらいたいです。私は、『戒能通孝著作集』³²の第4巻『所有権』³³の編纂をしました。戒能先生は自分なりの「所有権法の理論」を書くと言いつつ、書いておられない。それをね、戒能先生の書いて残されたものを編集してやろうとしたわけですが、無理な話です。その作業のときに私が悩み抜いたのが、川島先生と戒能先生の二人の違い、『所有権法の理論』と『入会の研究』との違いです。そこに回答の鍵が潜んでいるかもしれません。法社会学者と法解釈学者の発想の違いと言うけれど、いまおっしゃった問題発見という操作も、法解釈学的な多様な解釈の可能性を追求していくなかで、しないわけではない。

高橋：私も、それはそうだと思います。『法律学全集』に川島先生の『民法総則』がありますが³⁴、これは民法総則の教科書としては独特なものだと思います。その内容は、川島先生のいわれる「経験法学」的手法の応用という面があります。ただ、法解釈学

³² 戒能通孝著作集編集委員会（渡辺洋三・潮見俊隆・長谷川正安・畑穰・江守五夫・清水誠・利谷信義・戒能通厚）『戒能通孝著作集』（全8巻、1977年）。

³³ 戒能通孝（著）／利谷信義（編）『所有権 [戒能通孝著作集 第四巻]』（日本評論社、1977年）。

³⁴ 川島武宜『民法総則 [法律学全集 17]』（有斐閣、1965年）。

者が解釈論として使うのはなかなか難しいのでは、と思われますし、法解釈論全体で結局主流にはならなかったのではないか、という感じがします。

利谷：なるほど。そういう見方もありますね。大変おもしろいですね。そういうのは主流にはなり得ないでしょうか。いや、ですから解釈学の法社会学的研究というのはぜひ、やっていただきたいですね。

河村有教：海上保安大学校の河村と申します。私も兼業法社会学者でありまして、もともとは中国の刑事裁判の研究からスタートして、いまは海上保安大学校で刑事訴訟法を教えております。先生のご論考に最初に接したのが神戸大学の日本法制史の藤原明久先生のゼミにおいてでして、利谷先生の戸籍制度についての論文を読ませていただき、先生に教えを乞いたいと思ったことが一つございます。私自身、中国の刑事裁判の研究をして、ヒストリカルなアプローチを非常に重要だと思って、仁井田先生や滋賀秀三先生の文献を参考にしながら、また滋賀先生のお弟子さんの寺田浩明先生のところにもスクーリングに通って、清代の判例を一緒に読ませていただき、研究をしたりしたんですけど、現代の中国のことを研究している私にとっては、ヒストリカルなアプローチというのは非常に困難でありまして、先生の戸籍制度の論文に触れたときに、現代のことをされている先生がどうして歴史的なアプローチで書かれるのかな、と疑問に思いました。法社会学者のヒストリカルなアプローチにおいて重要なことは何であるかをぜひ教えていただけたら、と思うのですが。

利谷：なかなか難しい質問ですね。法制史学者の場合には、法社会学的にやっているんだと言われるかたもいらっしゃるわけです。法現象の解明を過去の事実に基づいてやっているだけだ、とおっしゃる人がいて、それは「あ、私の考え方とよく似ているな」という感じがしています。だから、私が法史的な研究をする場合には、それを「過去」として捉えるのではなくて、「過去の現在」として捉えている、というふうに言えるのでしょうか。ただ、中国の場合にはまたいろいろな要素が入ってくるのではないかと、つまり、法の継承性の問題、継承と断絶の問題をあなたが頭に思い浮かべているのではないかとこの感じもするのですが、それとも関係していますか？ つまり現代中国における法的展開の研究と、中国法をヒストリカルに見た場合、例えば清代やもっと昔にさかのぼっていった場合に、いまの法現象とまったくつながりがないじゃないか、現代中国の研究にとってそのような歴史研究にどのような意味があるのか。そういう疑問を感じるということにつながりますか？

河村：私自身は逆でして、意味があると感じているのですが。

利谷：ああ、そうですか。私は、まさにつながっていると思っています。人間はそれほど進歩するものではない、人間は人間であんまり変わらないな、という感じがあります。しかし、やはり違う。この違いはどこにあるのかということを押さえなければいけないと思います。十分なお答えになったとは思えないのだけれど、そのようなところで。

VII. 若手法社会学者へのメッセージ

司会：ありがとうございました。質問はこれで終えてもよろしいでしょうか。

それでは、これで第I部「法社会学のオーラルヒストリー」を終わりにしたいと思います。若手にとりまして大変よい機会となりました。先生のお話を伺いまして、大局的な観点の重要性を理解できたと思います。

最後に、若手研究者に向けて先生から一言だけいただけないでしょうか。

利谷：いままでお話ししたことで尽きているというふうに思うんですけども、1989年ごろから起こっている世界史的な変化をどう受け取るかという観点があると思うのですね。先ほど川島先生について言いましたけれども、構造的な連関と具体的な分析とが不可欠な両輪です。いまさまざまな現象が起こっていますが、全体の構造のなかでそれがいったいどのような位置を占めているのかという観点を逃しては、これらの現象は把握されないのではないかと。そういう点で、私たちの先輩のやられたことを、時代とともに見るということも必要なのではないかと。「ああ、あの時こう考えられたのか」、ということが今はわかる。先生がたのあの時代・そのときにどのような現象があったのか、それを私たちはいま知ることができますから。しかし先生たちは、そういう全貌が分からないもとので、時代に対する対応を示していかれた。それと同じ局面、似たような局面に我々はいるわけです。我々は何ができるかということを考えるときに、先生がたのことを頭に思い浮かべる。それは後戻りするということではなくて、前へ進むための力をもらえるとこの気もするのですね。

とはいっても、さっきから挙げている1950年代後半、私が学会に参加し始めた時期の先生がたの年齢は、いまの私よりもずっと若いですよ。それであれだけの仕事をされたのですから、偉いなと思っています。渡辺洋三先生は、「書いたものはちゃんとまとめて本にせよ」と書いておられるんです。私はそれを守らなかった。適切なときにちゃんと自分の仕事をまとめる作業は必要です。私みたいにずっと先延ばしにして人に迷惑をかけるのはよくない。その意味では、数年に1回は本にすることをお勧めします。若手にお勧めするとしたらそれが一番という気がいたします。「もっとなんとかなる」と思うのが間違いなんですね（笑）

司会：先生、ありがとうございました。（拍手）

VIII. 当日配付レジュメ

法社会学との出会い

090508
利谷信義

- I 要請されたこと
 - ・法社会学への関心と講義の担当
 - ・法社会学会活動

- II 法社会学への歩み
 - ・自分にとって初期設定と思われるもの
 - 1) 来栖三郎先生の民法講義と家族法演習・調査 (1952-54)
 - cf. 法解釈論争・家族制度復活運動
 - ・民法講義の開講の辞 (穂積・末弘・戒能・川島)
 - ・家族法演習 (「男女不平等論」・貰い子調査)
 - 2) 東大セツルメント法律相談部 (1953-54)
 - ・法律相談活動と地域調査 (足立区亀有・川崎古市場)
 - 3) 福島正夫先生・「家」制度研究会 (1954-)
 - ・戸籍を通じてみた「家」制度の研究
 - 4) 我妻栄先生・「近代財産法の特質」演習 (1955)
 - ・ドイツの一子相続法の研究
 - 5) 川島武宜先生
 - ・『日本社会の家族的構成』『法社会学における法の存在構造』
社会現象の具体的分析と全構造的連関の把握
 - ・「法社会学」講義 (1955)
 - ・講演「家族と法」 (川島編『新しい家族』1956)

- III 法社会学講義の担当 (1962-)
 - ・時代的狀況の批判的考察 (画期の認識を含む)
 - ・体系的講義の必要性和その困難
 - 1) 川島「法社会学」の体系
 - ① 1955年講義の構成
 - 第1章 法社会学とは何か 対象と方法
 - 第2章 法社会学の歴史
 - 第3章 習俗 (mores) の成立・構造
 - 第4章 社会規範の構造
 - 第5章
 - 第6章 立法
 - 第7章 裁判
 - ② 川島武宜「家族と法」 (川島武宜編『新しい家族』1956)
 - ・画期 (1955的認識)
 - ・構造的連関から具体的分析・調整へ
 - ③ 川島武宜『法社会学 上』1958
 - 第1章 序説
 - 第2章 法社会学の方法論的基礎づけ
 - 第3章 法規範の内容
 - ④ 川島武宜「法社会学」 (末川博編『民事法学辞典 下巻』1960)
 - I 意義 II 歴史 III 法社会学と実用法学 IV 法社会学方法論

⑤ 川島武宜編集『法社会学講座』（1972-73）

- 1) 法社会学の形成 2) 法社会学の現状 3) 法社会学の基礎 1・2
- 4) 法社会学の基礎 1・2 5) 紛争解決と法社会学 1・2
- 6) 社会と法 1・2 7) 歴史・文化と法社会学 1・2

2) 利谷の試論的構成（平凡社百科事典「法社会学」参照）

第1章 現代社会と法・法社会学

- 1) 現代社会をどうみるか
- 2) パラダイムの転換
- 3) 法社会学の動向

第2章 法社会学とは何か

- 1) 伝統的実用法学批判
- 2) 法現象の総体の解明
- 3) 法解释学, 法哲学, 法史学, 比較法学との関係

第3章 法社会学の生成

- 1) 社会変動と法社会学
- 2) 古典的法社会学理論

第4章 研究対象としての法

- 1) 法体制（運動する法制度の総体）
- 2) 法体制の構造（法規範と法体系, 法行動と法意識, 法制度〔法的行動様式と物的要素〕）
- 3) 法体制の運動（法過程）

第5章 法社会学の方法

- 1) 歴史的アプローチと経験的アプローチ
- 2) 法社会学調査
- 3) 調査に関する論争

第6章 法社会学各論

IV 国際交流と法社会学会50周年記念

・国内向け生産から世界市場向け生産へ

1) 「世界の法社会学」（『法律時報』39巻6号（1969）以降連載）

川島武宜, 千葉正士, 石村善助, 六本佳平など。

2) 1975年東京・箱根RCSL 会議（国外12カ国26名, 国内30名）

「法社会学理論国際シンポジウム(1)-(6)」『法律時報』47巻9号-48巻6号

3) 1995年東京・神戸RCSL会議（法文化－出会いと変容）（国外30カ国160名, 国内240名）

・世界史的転換期における未来構想と発信へ

4) 海外学術調査「欧州における農家相続の調査研究」（1978-80）

利谷他「ヨーロッパの農家相続」（日本法社会学会『財政と法』, 1982）

・国内の農家相続研究の総括

・均分相続制における対応の国際比較

V 法社会学会との歩み

1) 学会に期待されること

- ・個人研究の自由・発展とその支援
- ・社会的要求の評価と対応, リーダーシップ
- ・日本学術会議との関係

2) 企画委員会による共通課題の設定

・「法意識の研究」（1982-84）

日本法社会学会編『法意識の研究』『続法意識の研究』『法意識の現状について』（35, 36, 37号, 1983-85）

3) 日本法社会学会創立50周年記念(1997)

「日本法社会学会創立50周年記念式典の記録」(日本法社会学会『構造変容と法社会学』1998)

- ・疾風怒濤の時代は、事実から出発する法社会学にとっての好機

関連文献

- ①「座談会 利谷信義先生を囲んで」(『社会科学研究』44巻6号, 1993)
―― 家族, 土地法, 司法制度, 日本近代法史
- ②「利谷信義先生を囲む座談会」(『現代法学』9号, 2003)
―― 現代社会, 家族法, 日本近代法史, 土地法, 法学教育
- ③利谷「法律学と私」(『法律時報』75巻5号, 2003)
- ④同「戦前の『法社会学』」(『法社会学講座』2巻, 1972)
- ⑤同「序説――戦後法社会学の主要な問題関心の推移について」(日本法社会学会編『日本の法社会学』, 1979) (「戦後の法社会学」と改題して『日本の法を考える』に再録)
- ⑥同「戦後法社会学調査論の再検討」(磯野誠一・松本三之介・田中治編『社会変動と法』, 1980)
- ⑦同「法社会学」(『平凡社大百科事典』13, 1985)
- ⑧同「「家」制度研究会における家族法研究――唄孝一教授を中心として」(『比較家族史研究』8号, 1993)
- ⑨同「第二次大戦後における家族と法」(比較家族史学会編『家族 世紀を超えて』, 2002)

利谷信義先生オーラルヒストリー

2020年1月28日 発行

編者 日本法社会学会

発行者 日本法社会学会

本オーラルヒストリーの再配布等は、著作権法上での例外を除き、
禁じられています。再配布を希望される場合は、あらかじめ日本
法社会学会事務局までご連絡ください。事務局の連絡先は [http://
jasl.info/](http://jasl.info/) をご覧ください。
